

《議 題》

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 観光及び空港に関する調査について | 【所管事務調査】 |
| (2) 地元企業の活性化及び産業間連携に関する調査について | 【所管事務調査】 |
| (3) 農林業及び畜産業の振興に関する調査について | 【所管事務調査】 |
| (4) 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業について | 【理事者報告】 |
| (5) 帯広市森林整備計画の策定について | 【理事者報告】 |
| (6) UIJターナー促進事業について | 【質問通告】 |
| (7) ばんえい競馬の賞金・諸手当について | 【質問通告】 |

《当該委員会における質疑内容（岡坂忠志）》

I 西3・9周辺地区第一種市街地再開発事業について

Q1 先ほどの報告で、昨年8月の理事者報告時より事業費で約1900万円、補助金額で約1000万円減少したとのことであるが、この金額の減少はどのような要因で生じたものか。また、減少した額の内訳についても伺う。

A1 今回の金額の減少は、昨年8月31日に施行者が執り行った事務所棟と隣接する駐車場棟の入札に伴い、入札減が生じた結果である。この内訳は、事業費として事務所棟が約300万円、駐車場棟が約1600万円減少したもので、これに対する補助は事務所棟が約20万円、駐車場棟が約980万円の減少になったもの。

Q2 今年度の補助金額について、本日配布の事業費一覧表と昨年8月の理事者報告で配布された事業費の資料と比較したところ、今年度の事業費は約500万円減少しているものの、補助金については8月の資料と同額になっている。全体金額では事業費も補助金も減少しているのに、今年度の補助金額が減少していないのは何故なのか、その要因について伺う。

A2 入札減による事業費を反映させると、年度当初、国から内示された補助金額に執行残が生じる見込みであった。このため国の補助内示額を踏まえ全額を執行できるよう、駐車場棟や分譲マンション棟の新築工事の進捗率を高めるため、一部来年度の工事を今年度に前倒しして行う等の調整を図ったことにより、今年度の補助金額は減少していないもの。

Q3 来年度の事業費と補助額についても昨年8月時点の資料と比較してみたところ、事業費については約800万円減少しているのに対し、補助金額については約1,100万円減少している。この年度では、事業費の減少額以上に補助金が減少しているが、このようになった要因について伺う。

A3 来年度の事業については、今年度の新築工事の進捗率の調整により、駐車場棟の工事を今年度に若干前倒しし、逆に事務所棟の工事については鉄骨の納期待ちが生じるという状況もあり、工事は来年度に集中して行うこととなった。

その結果、来年度については、事業費のうち、補助の割合が高い駐車場棟の工事量が減り、対して事業費のうち補助の割合が駐車場ほど高くない事務所棟の工事量が増えたことから、来年度については事業費の減少額以上に補助金額が減少したもの。

Q 4 2020年度の事業費と補助金額についても伺う。

2020年度は事業費が約600万円減少している一方、補助金額は約150万円増加しているが、この年度の事業費が減少しているにもかかわらず、補助金が増加している要因は何か。

A 4 2020年度の補助金額の増加は、建物補償費相当分の配分調整を行ったことにより生じたものである。建物補償費相当分は、工事の進捗に応じて配分することとしており、先ほど申した新築工事の進捗率の調整があったことから、2020年度の補助金額の増加になったもの。

Q 5 (年度毎に伺ったが、各年度において事業費と補助金額が増減しているというのは複雑な印象を受ける。ただ、入札によって事業費が減った分が一律に各年度の補助金額減少に結びつくのではなく、国の補助内示額やそれに合わせた各建物工事の進捗率を調整するなどして再度精査されたものと理解する。)

次の質問に移るが、工事スケジュールでは2020年以降も経済センタービル等の解体工事や宮坂建設跡に建設される駐車場棟、商業棟の工事が行われるものと伺っている。これらの工事の入札が行われることにより、今後も入札減による事業費の減少や補助額の減少があると思われるが、これらの工事は、それぞれ、入札時期がいつごろになる予定なのか伺う。

A 5 施行者は、解体工事と新築工事の入札を分割するか、それとも、一括して執り行うか等、発注方式の検討を進めているところであり、時期についても定まっていないものと伺っている。

しかしながら、解体工事は2020年7月頃より着工予定であるため、様々な検討を終えた上で、2019年度の下期までには入札を執り行うものと認識している。その際には、入札により再度事業費及び補助額の減少もあることから、必要に応じて、都度、報告していきたい。

Q 6 次年度以降の事業費については、国の内示額により、また変わるものと思うが、市の見解を伺う。

A 6 本年度は、要望額に対して7割の内示であり、再開発事業の国の補助については、かねてより説明しているとおおり、事業の進展に合わせて要望に対する内示額の割合が増えていく傾向にあることから、来年度においても同様の傾向と考えている。

【最後意見】

国庫補助の額はふたを開けてみないと分からないことだと思うが、今後、特に商業棟に入居予定の方々への影響がないよう、市としても施工者等と意思疎通を図りながら進めていただきたい。

II 帯広市森林整備計画の策定について

Q 1 説明のあった帯広市森林整備計画の期間は、10年間で5年ごとに10年間の計画を策定するとのことであるが、毎回5年ごとに変更していくのか。

A 1 森林法において、市町村森林整備計画は都道府県が策定する地域森林計画に適合することが求められているため、地域森林計画の樹立と合わせ5年ごとに樹立していくこととな

るが、都道府県が策定する地域森林計画が変更されるなど必要が生じた場合には、その都度、森林整備計画も見直していく。

Q 2 市町村森林整備計画と、森林所有者等が行う具体的な伐採・造林等に関する計画である、森林経営計画との関連性はどのようになっているのか。また、森林所有者は、全員森林経営計画に（策定）加入しているのか。

A 2 森林経営計画は、森林所有者が持続可能な森林経営を確立し市町村森林整備計画の実現を図ることを目指して、5年間の施業を計画するもの。

森林経営計画を作成することにより、施業に係る各種の補助制度が活用しやすくなるなどのメリットはあるが、森林所有者全員が必ず加入しなければならないものではないため、現在、人工林面積の7割程度の加入状況となっている。

Q 3 新たに施行される森林経営管理制度においては、適切な管理が行われていない森林について、森林所有者の同意を得て森林を適正に管理できる担い手を探していくとのことであるが、どのように所有者を特定するのか。

A 3 北海道から示されている「経営管理が行われていない恐れのある人工林の基準の目安」に基づき、森林経営計画を作成していない人工林のうち間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過している等の森林を抽出し、作成中の林地台帳などから所有者情報を確認する予定。

Q 4 林地台帳などから所有者を確認するとの事であるが、適切に管理が行われていない森林を実際に、どのように管理していくのか。

A 4 森林経営管理法に基づき、本市では、森林所有者の意向調査を実施し、所有者から経営管理を委ねる同意が得られた森林については、近隣の森林において既に森林経営計画を作成している主体、具体的には森林組合に経営管理を委ね、森林組合の協力のもと森林経営計画への加入を進めてまいりたい。

また、所有者不明の森林等が森林施業の集約化の妨げになっている場合には、法律に基づき一定の手続きを経て、市町村が経営や管理の委託を受けることが出来る経営管理権を設定し、管理していく。

※経営管理権：森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するために市町村に設定される権利

Q 5 今回策定する帯広市森林整備計画と、税制改正により平成31年度に創設される森林環境譲与税との関りはどのようになっているのか。

A 5 森林環境譲与税は、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するため森林経営管理法を踏まえ創設される。

税の用途は、新たな森林経営管理制度の取り組みに優先的に活用することが求められるほか、今後、法令に定められる予定の範囲で地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業に幅広く弾力的に活用できる。

本市としては、地域の森林施業のマスタープランに位置づけられている市町村森林整備計画を推進するために、地域の林業関係者の意見を伺いながら、森林環境譲与税の活用方法を検討してまいりたい。

Ⅲ U I Jターン促進事業について（質問通告）

Q 1 前回の委員会で、U I Jターン促進事業の見直しを行っているとの答弁があったが、今年度の事業内容と実績について伺う。

A 1 U I Jターン促進事業については、今年度からは、潜在的な移住希望者の興味や関心に対して個別に働きかけをする手法を取り入れている。

これまでの首都圏での合同企業説明会や企業情報誌「わくらす」の配布などに加えて、今年度は、農作業への参加や生産者・地元企業への訪問、ワークショップなどを通じて地元企業や地域への理解を深める「インターンシップ型招聘ツアー」のほか、移住の実態を理解するために、「地域で特徴的な活動を行っている先輩移住者などとの交流会」や、「地元企業の地域資源を活用した取り組みや経営理念に触れる交流会」などを首都圏で行ったところ。

今年度のこうした事業への参加者は、昨年12月までの実績となるが、インターンシップ型招聘ツアーについては14人、首都圏で開催した交流イベントについては69人となっている。

Q 2 これまでも、当委員会で議論してきたが、地元企業において人手不足が課題となる中、U I Jターンの促進について、さらに踏み込んだ取り組みが必要ではないかと考えている。報道によると、国は、新年度予算案の中で、人口の東京一極集中を和らげ、地方の活性化にもつなげる狙いで、東京23区から地方に移住する方に補助金を支給する制度を新たに設けるとの話があった。おそらく、国も制度の設計をしているところだとは思いますが、現時点で把握している事業概要について伺う。

A 2 国は、来年度の予算案において、新たに、移住支援事業、起業支援事業の2事業を盛り込んだもの。これらの事業は、人口の過度な東京圏へ一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方創生推進交付金を活用して、U I Jターンに伴う起業等の創出などを図る目的で創設されたもの。

具体的には、東京23区の在住者または東京圏在住で東京23区への通勤者が、東京圏以外の道府県等に転出し、中小企業等に就業した場合は100万円、新たに起業した場合は300万円、移住に要する費用として、市町村が対象者に補助するスキームとなっている。

Q 3 東京23区に在住・就労されている方が、地方都市に転入し、中小企業に転職した場合は100万円、起業した場合は300万円、引っ越しなどの費用として支給するとのことだが、帯広市の場合、対象者はおおよそ何人になるのか。

A 3 U I Jターン促進事業は、平成28年度から通年で事業を実施しているが、平成28年度にU I Jターンをした11名のうち、今回の事業の対象者となるのは2名、平成29年度にU I Jターンをした17名のうち、対象となるのは3名となっている。

今年度から実施している新たな取り組みの効果や、北海道が行った推計などを踏まえると、一定程度のニーズはあるのではないかと考えている。

Q 4 国の移住支援事業は、東京23区からの移住希望者が、都道府県が用意する求人情報サイトを利用して、転職先を決めた場合に対象となると聞いている。

帯広市では、独自に、地域人材確保・マッチング事業「ジョブジョブとかち」を実施してきているが、例えば、23区からの移住希望者が、市のこの仕組みにより転職先を決めた場合も、国の事業の対象となるのか。

A 4 国の移住支援事業は、都道府県がマッチング支援の対象とした中小企業等へ就業した場合を対象としており、都道府県が用意する求人情報サイトも、こうした中小企業等を掲載する。

一方、先月開催された国の説明会において、「ジョブジョブとかち」のようないわゆる市町村の独自システムを利用して、都道府県がマッチング支援の対象とした中小企業等へ就業した場合も、国の事業の対象となる可能性があるとの見解が示されたところ。

現在、国において、事業の詳細等を整理していることから、今後示される要綱等で取り扱いを確認する必要があるものと考えている。

Q 5 帯広市では、とかちイノベーションプログラムにより、起業・創業を支援しているが、23区からの移住者と組んで、起業・創業した場合、国の移住支援事業、起業支援事業の対象となるのか。

A 5 イノベーションプログラムは、異質な発想を持つ全国の革新的な経営者と、十勝で起業・第二創業を目指す人材との化学反応により、新しい事業の種を生み出す場として実施している。こうした過程において、お話のとおり、首都圏在住者が十勝で移住、起業することも想定され、今回の国の事業が活用できる場合もあるものと考えている。

Q 6 一定程度の対象者を見込んでいるとのことだが、国のこの事業に対して、市としてどのように対応していくのか、見解を伺う。

A 6 労働政策研究・研修機構の調査によると、U I Jターンをする際、行政に期待する支援として、「仕事情報の提供」に次いで、「転居費用の支援」を挙げるものが多いとの結果もあることから、本市としても、今回の国の事業は、U I Jターンの促進に一定程度効果があるものと捉えているところ。

【最後意見】

今回示された国の制度の良し悪しは別にして、新たな事業として実施する場合、特にこの制度は帯広市単独で実施するのではなく、少なくとも近隣3町と歩調を合わせたものとなるよう要望する。